各位

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 株式会社 TOKYO BASE 代表取締役 谷 正人 (コード番号:3415 東証一部) 問合せ先 取締役 CFO 中水 英紀 電話番号 03-6712-6842

自己株式を活用した第三者割当による第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行 及びファシリティ契約(行使停止指定条項付)の締結に関するお知らせ

当社は、2021年4月21日開催の取締役会において、下記のとおり、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を割当予定先として第三者割当により新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行すること(以下「本資金調達」といいます。)及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	2021年5月7日
(2)	発行新株予約権数	25,000 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権1個当たり490円(総額12,250,000円)
(4)	当該発行による	潜在株式数:2,500,000株 (新株予約権1個につき100株)
	潜 在 株 式 数	なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のと
		おり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額に
		おいても潜在株式数は、2,500,000 株で一定です。
(5)	調達資金の額(新株	1,756,250,000円(差引手取概算額)(注)
	予約権の行使に際し	
	て出資される財産の	
	価額)	
(6)	行 使 価 額 及 び	当初行使価額は700円です。

行使価額の修正条件

上限行使価額はありません。

下限行使価額は600円です。

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(効力発生日は本新株予約権の発行要項第16項第(3)号をご参照ください。)に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げた金額)に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

(7) 募集又は割当方法

第三者割当の方法によります。

(8) 割 当 予 定 先

SMBC日興証券

(9) その他

当社は、SMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とSMBC日興証券との間で、本ファシリティ契約を締結する予定です。なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては、下記「3.資金調達方法の概要及び選択理由(1)資金調達方法の概要」をご参照ください。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間(本新株予約権の発行要項第12項に定める行使可能期間をいいます。以下同様です。)内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、「日本発を世界へ」を企業スローガンとして掲げ、企業理念「日本発を世界に発信するファッションカンパニーを創造するとともに、事業拡大を通じて、顧客、従業員、取引先、株主の幸せと夢を実現する」の達成に向けて行動しております。

この企業理念の下、当社では「全世界顧客感動」、「ファッションプロフェッショナル集団」、「Next Made in Japan」、「世界10大都市展開」、「最速売上1,000億円/EC売上500億円」の5つのVISIONを掲げ、商品力強化、店舗開発、サービス向上、人材育成、社会貢献を通じた企業価値の向上を基本方針としております。

当社グループは、衣料品、身の回り品、及び雑貨類の小売販売事業を主な事業として取り組んでおります。日本国内の最先端TOKYOブランド(注1)に特化したセレクトショップ「STUDIOUS」、コンテンポラリーモードブランド(注2)「UNITED TOKYO」、コンテンポラリーカジュアルブランド(注3)「PUBLIC TOKYO」、及び日本の逸品に特化したセレクトショップ「TOKYO DEPARTMENT STORE」、東京で活躍するインフルエンサーによるブランドのプラットフォーム「NEWMARKET TOKYO」の運営を行っております。中長期的な当社の経営戦略におきましては、「STUDIOUS」、「UNITED TOKYO」、「PUBLIC TOKYO」の3つの業態を主軸とし、「TOKYO DEPARTMENT STORE」、「NE MARKET TOKYO」の2つのEC業態を加え、幅広いターゲットの顧客層に対し、日本品質のクリエーションを提供することにより、より多くの人々に日本発を世界へ発信してまいります。また、2021年2月末現在で3店舗を運営している香港、11店舗(内、EC1店舗)を運営している中国をはじめ、海外市場の需要も取り込んでまいりたいと考えております。

2021年2月期におけるわが国の経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症拡大 の影響による企業収益の低下や雇用環境の悪化が続いており、当社の属する衣料品小売業 界におきましても、外出自粛に伴う来店客数の減少、営業時間の短縮、休業やインバウン ド客数の大幅な減少に加え、収入不安による一層の節約志向の高まりから慎重な購買行動 が続いており、非常に厳しい環境となりました。当社においても、新型コロナウイルス感 染症拡大の影響により特に実店舗で苦戦を強いられましたが、アフターコロナを見据え、 MD強化プロジェクト(注4)による商品力強化、優良な仕入先の確保、及び商品開発強 化の一環として、STUDIOUS業態自社オリジナルブランドのローンチ、インフルエ ンサーブランドを取り扱う新規DtoC(注5)業態(NEW MARKET TOKY O)のローンチ、国内での出店及び既存店増床による売場面積の拡大、出店加速による中 国事業の拡大、SNS上での顧客とのコミュニケーションを通じた商品提案及び販売促進 施策の強化による自社EC強化、利用頻度の高い顧客に対してより手厚いサービスを提供 する顧客化推進による販売力強化、サービスとストアマネジメントの強化を目的とした店 長育成プロジェクトの推進による店舗運営力の強化、旧商品消化促進による在庫適正化、 2021 年秋冬シーズンにローンチする予定のアスレジャー業態(注6)及び新セレクト業態 (注7)の開発準備、これらを支える組織力強化及び人材採用、香港不採算店舗の閉鎖等、 今後の成長及び利益確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

それらの事業活動の結果、2021 年 2 月期における売上高は 14,673,932 千円(前期比△ 3.8%)、営業利益は207,403 千円(前期比△84.0%)、親会社株主に帰属する当期純利益は △112,490 千円(前期実績 933,174 千円)となりました。一方、新型コロナウイルス感染 症拡大の影響によって、衣料品小売業界を含む多くの業界が苦戦し、業績不振で撤退する 店舗や事務所が増加した結果、好立地条件での新規出店を行いやすい環境となりました。 また、中国では既存出店エリアである上海・香港に加え、北京・深圳・成都・武漢に新規 出店を行っております。2021年2月期における上半期、下半期別の新規出店実績は、上半 期が5店舗(内、中国3店舗)、下半期が11店舗(内、中国6店舗)となりました。業績 面では、上半期における全社前年対比の売上高が85.6%と苦戦したものの、下半期では中 国及び国内において新規出店を進め、とりわけ中国における新規出店した店舗の業績が堅 調に推移したことなどが寄与し 105.0%と徐々に回復基調にあります。2021 年3月におけ る月次売上速報においても、全社前年対比は137.1%、既存店前年対比は114.8%と確実な 回復基調が確認されています。また、2021年2月期における当社グループのEC売上の割 合は全体の 40.9%となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、前年度のE C売上の割合36.9%から伸長いたしました。EC売上の内訳については、SNS上での顧 客とのコミュニケーションを通じた商品提案及び販売促進施策の強化によって自社ECが 対前年比で+151.1%と伸長した一方、クーポン施策による値引販売を抑制したこと等によ り、他社が運営するECモール経由での売上が対前年比で△12.8%減少しました。

このような事業環境のもと、当社は、顧客ニーズや市場動向を十分に検討した上で今後の更なる発展に向け、2021年秋冬シーズンにローンチする予定の二つの新業態を含めた国内及び中国における新規出店、及び自社ECへの積極的な事業投資を実施する必要があると判断いたしました。

そのための投資資金について検討を重ねた結果、更なる新規出店、及び自社EC等への 積極的な投資に伴う手元流動性低下や借入の増加による財務戦略の柔軟性低下といった事 業リスクの増大に備えるために、自己資本の拡充を進め、強固な財務基盤を維持しつつ、 積極的な事業投資を実施することが重要であると考え、資金調達を行うことといたしまし た。

今回調達する資金に関しましては、国内及び中国における新規出店のための設備投資資金及び差入保証金、自社EC等に係るソフトウェア開発及びRFID(注8)導入のための設備投資資金、及び本社移転費用に充当する予定であり、具体的には、下記「4.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

当社は、今般の資金調達の達成が、将来的な企業価値の向上に繋がることで既存株主を はじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

(注1) 日本国内の最先端TOKYOブランドとは、原宿・青山・表参道エリアを中心と

した東京の流行発信地において、流行最先端の人々が現在進行形で身につける、 最も旬な国内ブランドと当社グループでは位置づけております。

- (注2) コンテンポラリーモードブランドとは、日本の高い技術と品質によって作られた、ベーシックでありながら上質で洗練された商品を、TOKYOを拠点とするファッションデザイナー、アーティスト、スタイリスト、フォトグラファー等の手がけるクリエーションと共に全世界へ展開していく、発信型のブランドと当社グループでは位置づけております。
- (注3) コンテンポラリーカジュアルブランドとは、日本の高い技術と品質によって作られた、ジャンルやルールに捉われないTOKYO的なスタンダードを追求しカジュアルなテイストに落とし込んだ商品を、TOKYOを拠点とするファッションデザイナー、アーティスト、スタイリスト、フォトグラファー等の手がけるクリエーションと共に全世界へ展開していく、発信型のブランドと当社グループでは位置づけております。
- (注4) MD強化プロジェクトとは、商品化計画を意味するMD (Merchandis ing) の基本である商品の3適(適時・適品・適量)を、業態を問わず横軸で強化し、健全なビジネスモデルに進化させるプロジェクトと当社グループでは位置づけております。
- (注5) DtoCとは、Direct to Consumerの略語であり、製造者が 直接消費者と取引を行うビジネスモデルと当社グループでは位置づけております。
- (注6) アスレジャー業態とは、スポーツウェアを普段着として着用できる機能性を取り 入れたファッションであるアスレジャーに特化したオリジナルブランドと当社 グループでは位置づけております。
- (注7) 新セレクト業態とは、既存ブランドのターゲットである 20 代から 30 代よりも年齢層の高い 30 代から 40 代をターゲットにしたオリジナルブランドと当社グループでは位置づけております。
- (注8) RFIDとは、Radio Frequency Identification の略で、非接触型のスキャンシステムです。複数のRFIDを同時に読み取ることにより、物流業務における棚卸作業の効率化や在庫管理の精度向上などの効果が期待されます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がSMBC日興証券に対し、行使可能期間を約1年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要項第10項をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割り当て、SMBC日興証券による本

新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本 新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とSMBC日興証券との間で、以下のとおり、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、当社の判断により、SMBC日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(以下「行使停止指定条項」といいます。)及び当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

- ① SMBC日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使 SMBC日興証券は、行使可能期間中、下記②記載の本新株予約権の行使が制限 されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。 ただし、SMBC日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を 負いません。また、SMBC日興証券が1日当たりに行使することができる本新 株予約権の個数は、600 個以内とされております。
- ② 当社による行使停止要請通知(行使停止指定条項) SMBC日興証券は、行使可能期間において、当社からの行使停止要請通知(以下に定義します。)があった場合、行使停止期間(以下に定義します。)中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。当社の株価や株式の流動性等を踏まえて、当社の判断で行使停止指定を行うことにより、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ株価動向等を見極めた資金調達を行うことが可能になると考えています。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。
 - 当社は、SMBC日興証券が本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」といいます。)として、行使可能期間中の任意の期間を指定することができます。
 - 当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日まで(行使可能期間の初日を行使停止期間の開始日に設定する場合には、本ファシリティ契約の締結日)に、SMBC日興証券に通知(以下「行使停止要請通知」といいます。)を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
 - 行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの 日とします。

• 当社は、SMBC日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請通知を撤回する旨の通知(以下「行使停止要請撤回通知」といいます。)を行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、2022年5月31日に、その時点でSMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

また、当社が分割会社となる会社分割を行う場合に、SMBC日興証券から請求があった場合には、当社は、SMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負い、買い取った本新株予約権を消却します。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保しつつ、将来の業容拡大の機会に備えて積極的な事業投資を実施するための資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達、又は公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討しました。今回の資金調達は、国内及び中国における新規出店のための設備投資資金及び差入保証金、自社EC等に係るソフトウェア開発及びRFID導入のための設備投資資金、及び本社移転費用に充当することを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能で、また当社の資金需要に則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。そのような状況の中、SMBC日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約の提案がありました。

本ファシリティ契約は、上記「(1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMBC日興証券との間で、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使停止指定条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通

株式は 2,500,000 株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式の希薄化が限定されており、また、当社は 2021 年 2 月 28 日時点で 5,122,418 株の自己株式を保有しているところ、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式に当該自己株式を優先的に充当する予定であり、その場合、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しないため、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら、将来の業容拡大の機会に備えて積極的な事業投資を実施するための財務柔軟性をより一層確保することが可能であると考えられます。

当社は今回の資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るSMBC日興証券からの上記の 提案内容並びに以下に記載する「本資金調達の方法の特徴」及び「本資金調達の方法と他の 資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株 予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

【本資金調達の方法の特徴】

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

① 本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使停止指定条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i) SMBC日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、(ii) 行使停止指定条項により、当社は、当社の判断により SMBC日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、SMBC日興証券は本新株予約権の行使ができないこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。

② 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は 2,500,000 株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること(本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数 425,358個(2021年2月28日現在)に対する希薄化率は 5.88%)により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受することにより、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

③ 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定程度に制限することにより、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を600円に設定しました。

④ 割当予定先との約束事項

当社は、SMBC日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権が全て行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づきSMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付した日、(iii)SMBC日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は(iv)2022年5月31日のいずれか先に到来する日までの間、SMBC日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(ただし、ストックオプション制度若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行若しくは処分、株式分割、株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、SMBC日興証券との間で締結される本ファシリティ契約において、 当社が、2022年5月31日に、その時点でSMBC日興証券が保有する本新株予約権の 全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負 うことを合意する予定です。

⑤ 譲渡制限

SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

⑥ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項第 14 項には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1 個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています。また、一定の組織再編が生じる場合や上場廃止その他これに準ずる事象が生じた場合に、当社が残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1 個当たりにつきその払込金額と同額を交付して取得する旨も同様に規定されています。上記いずれの場合も、当社は、取得した本新株予約権を消却します。

⑦ 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)~(オ)のようなデメリットがあります。

(ア)本新株予約権による資金調達は、SMBC日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、上記「1.募集の概要(5)調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された

調達資金の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。

- (イ)本新株予約権は、上記「1.募集の概要(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、SMBC日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても同「1.募集の概要(5)調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ)本新株予約権の発行による資金調達は、SMBC日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。
- (エ)本ファシリティ契約において、SMBC日興証券は自身の裁量によって本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されるものの、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が予定どおりに達成されない可能性があります。また、当社は、2022年5月31日に、その時点でSMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。
- (オ)本新株予約権の行使による希薄化が限定された場合においても、本新株予約権全て が行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化率を確定させること ができません。

【本資金調達の方法と他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能では あるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株 価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「MSCB」といいます。)は、MSCBの割当先の転換権に制限がない場合は発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- ④ 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が 金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、

当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかが不透明であると考えられます。

- ⑤ 本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型(割当先が一定数量の行使義務を負う形態)は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。
- ⑥ 借入及び社債等により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本を拡充 させ強固な財務基盤を維持することで、将来の業容拡大の機会に備えて積極的な事業投 資を実施するための財務柔軟性をより一層確保するという目的を達成することができ ず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

以上のことから、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が 現時点における最良の選択であると判断しました。

- 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
- (1)調達する資金の額(差引手取概算額)
 - ・ 本新株予約権に係る調達資金

1,762,250,000 円

が、「対権に依る明建貝金

12, 250, 000 円

本新株予約権の払込金額の総額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1,750,000,000 円

・ 発行諸費用の概算額

6,000,000 円

• 差引手取概算額

1,756,250,000 円

(注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係 る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際し て出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使 されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が 修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価 額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間内に 行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

- 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、 上記(1)に記載のとおり1,756百万円となる予定であり、国内及び中国における新規出店 のための設備投資資金及び差入保証金、自社EC等に係るソフトウェア開発及びRFID導 入のための設備投資資金、及び本社移転費用に充当いたします。

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
1	国内及び中国における新規出店のた	1 294	2021年5月~2024年1月
	めの設備投資資金及び差入保証金	1, 384	2021年3月~2024年1月
2	自社EC等に係るソフトウェア開		
	発及びRFID導入のための設備	180	2021年5月~2024年1月
	投資資金		
3	本社移転費用	192	2021年5月~2022年1月
	合計	1, 756	

- ※1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関 に預け入れる予定です。
 - 2. 本資金を使用する優先順位としましては、①~③の順に充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使状況によって調達資金の額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に想定どおりの資金調達ができなかった場合には、自己資金による投資及び他の方法による資金調達の実施又は事業計画の見直しを検討いたします。かかる事業計画の見直しを決定した場合には、適時適切に開示いたします。
 - 3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を 上回って資金調達が行われた場合には、かかる超過分は追加的に①国内及び中国に おける新規出店のための設備投資資金及び差入保証金に充当する予定であります。

① 国内及び中国における新規出店のための設備投資資金及び差入保証金

当社グループは、出店候補地について商圏規模、立地条件及び賃料条件といった要素から店舗採算を総合的に勘案して決定しておりますが、中でも立地条件によって店舗収益が左右されることから、店舗面積、人の往来量、想定される顧客の動線、内外装施工の柔軟性などの要素を勘案しつつ、これを出店戦略上の最重要要素として認識しております。

2021年2月期においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、衣料品小売

業界を含む多くの業界が苦戦し、業績不振で撤退する店舗や事務所が増加した結果、好立地条件での新規出店を行いやすい環境となりました。また、中国では既存出店エリアである上海・香港に加え、北京・深圳・成都・武漢に新規出店を行っております。2021年2月期における上半期、下半期別の新規出店実績は、上半期が5店舗(内、中国3店舗)、下半期が11店舗(内、中国6店舗)となりました。業績面では、上半期における全社前年対比の売上高が85.6%と苦戦したものの、下半期では中国及び国内において新規出店を進め、とりわけ中国における新規出店した店舗の業績が堅調に推移したことなどが寄与し105.0%と徐々に回復基調にあります。2021年3月における月次売上速報においても、全社前年対比は137.1%、既存店前年対比は114.8%と確実な回復基調が確認されています。以上のことから、当社としては、引き続き国内及び中国における新規出店等の積極的な事業投資を実施する必要があると判断いたしました。

2022年1月期においても既に実店舗1店舗の新規出店を実施したほか、今後の出店計画として、実店舗19店舗の出店(内、中国9店舗)、1店舗の改築を計画しており、新規出店のための設備投資資金及び差入保証金に調達資金を充当していく予定です。2023年1月期以降においても、当社の出店戦略に基づいて迅速かつ慎重に検討し、新規出店の進捗に伴って、適切に調達資金を充当していくことを想定しております。

② 自社EC等に係るソフトウェア開発及びRFID導入のための設備投資資金

当社グループは 2021 年 2 月末現在、自社直営Webサイト「STUDIOUS ONLINE STORE」、「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、「PUBLIC TOKYO ONLINE STORE」、「PUBLIC TOKYO ONLINE STORE」、「NEW MARKET TOKYO」の 4店舗、他社が運営するECモール内に「STUDIOUS MENS ZOZOTOWN」、「STUDIOUS WOMENS ZOZOTOWN」、「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」、「PUBLIC TOKYO ZOZOTOWN」、「TOKYO DEPARTMENT STORE」、「STUDIOUS 得物」の 6店舗の計10店舗を運営してインターネット販売を行っております。

2021 年 2 月期における当社グループのEC売上の割合は全体の 40.9%となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、前年度のEC売上の割合 36.9%から伸長いたしました。EC売上の内訳については、SNS上での顧客とのコミュニケーションを通じた商品提案及び販売促進施策の強化によって自社ECが対前年比で+151.1%と伸長した一方、クーポン施策による値引販売を抑制したこと等により、他社が運営するECモール経由での売上が対前年比で \triangle 12.8%減少しました。

このような状況の中、当社としては、自社直営Webサイトの機能拡充などを目的とした既存の自社ECに係る基幹システム及びアスレジャー業態などの新業態の自社直営Webサイトの開発、自社ECを含む当社全体のオペレーションにおいて在庫管理の精度向

上や工数の削減によるコスト削減効果などが期待できるRFIDの導入に係る設備投資に調達資金を充当し、自社EC等の更なる強化を目指してまいります。

③ 本社移転費用

事業拡大に伴った人員の増加による拠点の分散を防ぎ、引き続き人員を一ヶ所の拠点に 集約することによって部門間の連携を円滑に行う等の業務効率を維持することや、自社E Cサイトに掲載する商品写真の撮影場所の拡大によって撮影スケジュールの柔軟な調整 が可能になる等の撮影環境の改善による自社ECの運営力強化等を目的として、2022年1 月期における本社の移転資金に調達資金を充当する予定です。

なお、当社グループの設備投資計画は、2021 年 4 月 21 日現在(ただし、既支払額については2021 年 3 月 31 日現在)、以下のとおりであります。

事業所名	事業部門の		投資予定金額			着手及び完了予定年月		完成後の	
(所在地)	名称	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手	完了	増加売場面積	
UNITED TOKYO 明治通り店 (東京都渋谷区)	衣料品販売事業	店舗設備	74, 200		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年3月	2021年4月	106.0坪	
新セレクト業態 丸の内店 (東京都千代田区)	衣料品販売事業	店舗設備	85, 185		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年7月	2021年8月	94.7坪	
STUDIOUS WOM ENS 丸の内店 (東京都千代田区)	衣料品販売事業	店舗設備	46, 746		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年7月	2021年8月	51.9坪	
STUDIOUS WOM ENS 二子玉川店 (東京都世田谷区)	衣料品販売事業	店舗設備	35, 651	_	自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年7月	2021年8月	50.9坪	
PUBLIC TOKYO 池袋店 (東京都豊島区)	衣料品販売事業	店舗設備	34, 000		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年7月	2021年8月	68.0坪	
アスレジャー業態 新宿店 (東京都新宿区)	衣料品販売事業	店舗設備	11, 000	_	自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年7月	2021年8月	22.0坪	
アスレジャー業態 新宿店 (東京都新宿区)	衣料品販売事業	店舗設備	12, 000		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年7月	2021年8月	24.0坪	
アスレジャー業態 大阪店 (大阪府)	衣料品販売事業	店舗設備	21, 570		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年7月	2021年8月	43.1坪	
STUDIOUS MEN S 有楽町店 (東京都千代田区)	衣料品販売事業	店舗設備	25, 900	_	新株予約権の発行及び 行使による調達資金	2021年8月	2021年9月	37.0坪	
新セレクト業態 六本木店 (東京都港区)	衣料品販売事業	店舗設備	40, 600	_	新株予約権の発行及び 行使による調達資金	2021年9月	2021年10月	58.0坪	

事業所名	事業部門の		投資予	定金額		着手及び完	了予定年月	完成後の
(所在地)	名称	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手	完了	増加売場面積
STUDIOUS MEN S 名古屋店 (愛知県)	衣料品販売事業	店舗設備	66, 297		新株予約権の発行及び 行使による調達資金	2021年10月	2021年11月	_
STUDIOUS 北京西 単 店 (中国北京市)	衣料品販売事業	店舗設備	83, 142	65, 115	自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年4月	2021年5月	253.0坪
UNITED TOKYO 深圳万象天地店 (中国深圳市)	衣料品販売事業	店舗設備	32, 275		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年6月	2021年7月	64.6坪
STUDIOUS 深圳万 象天地店 (中国深圳市)	衣料品販売事業	店舗設備	57, 064		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年7月	2021年8月	81.5坪
STUDIOUS 上海太 古里店 (中国上海市)	衣料品販売事業	店舗設備	73, 500	_	自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年8月	2021年9月	105.0坪
UNITED TOKYO 深圳前海万象城店 (中国深圳市)	衣料品販売事業	店舗設備	32, 705		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年10月	2021年11月	55.2坪
PUBLIC TOKYO 深圳前海万象城店 (中国深圳市)	衣料品販売事業	店舗設備	34, 850		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年10月	2021年11月	69.7坪
STUDIOUS TOK YO 広州店 (中国広州市)	衣料品販売事業	店舗設備	45, 280		新株予約権の発行及び 行使による調達資金	2021年10月	2021年11月	80.0坪
STUDIOUS TOK YO 杭州店 (中国杭州市)	衣料品販売事業	店舗設備	76, 000		新株予約権の発行及び 行使による調達資金	2021年11月	2021年12月	121.0坪
本社	衣料品販売事業	ハードウ ェア	35, 000		自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年5月	2022年1月	_
本社	衣料品販売事業	ソフトウ ェア	25, 000	_	自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年5月	2022年1月	_
本社	衣料品販売事業	本社移転 に伴う設 備等	100, 690	_	自己資金、新株予約権 の発行及び行使による 調達資金	2021年9月	2021年11月	_

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、強固な財務基盤を維持するとともに、将来の業容拡大の機会に備えて積極的な事業投資を実施することが可能となり、事業成長の実現と財務内容の向上に資するものであることから、当社の経営上かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(本社:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:野口真人)が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の490円としました。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、更に割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3.資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断しました。

これらの結果、本日現在において当社監査等委員会から、監査等委員全員一致の意見と して本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取 締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式 2,500,000 株に係る議決権の数は 25,000 個であり、当社の発行済株式総数 47,662,800 株(2021 年 2 月 28 日現在)に対して 5.25%、総議決権数 425,358 個 (2021 年 2 月 28 日現在)に対して 5.88%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権による資金調達は、国内及び中国における新規出店のための設備投資資金及び差入保証金、自社 E C 等に係るソフトウェア開発及びR F I D 導入のための設備投資資金、及び本社移転費用に振り向けることにより、将来的な企業価値向上に繋がるものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去1年間(2020年4月から2021年3月まで)の1日当たりの平均出来高は707,098株であり、直近6か月間(2020年10月から2021年3月まで)の同出来高も663,367株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数2,500,000株を行使期間である約1年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約9,579株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、また、割当予定先として選択したSMBC日興証券との間で、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使停止指定条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を、更なる成長戦略の遂行のため、上記「4.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」記載の各資金使途に充当することに鑑み、発行数量の規模は合理的であると考えております。

加えて、①本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、行使停止指定条項の仕組みを通じて、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

(1)	名		称	SMBC日興証券株式会社		
(2)	所	在	地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(3)	代	表者	\mathcal{O}	取締役社長 近藤 雄一郎		
	役	職 • 氏	名	以前仅仁文 近膝 雄一郎		
(4)	事	業内	容	金融商品取引業等		
(5)	資	本	金	100 億円		
(6)	設	設 立 年 月 日		2009年6月15日		
(7)	発	行 済 株 式	数	200,001 株		
(8)	決	算	期	3月31日		
(9)	従	業員	数	9,926人 (2020年3月31日現在)		
(10)	主	要 取 引	先	投資家及び発行体		
(11)	主	要取引銀	行	株式会社三井住友銀行		
(12)	大	株主及	び	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
	持	株 比	率	株式云色二井住及フィナンシャルクループ 100%		

(13)	当事	会社	間の間	関 係			
					当該会社が当社の株	式 9,500 株(2021 年:	3月31日現在。2021
					年2月28日現在0	の当社の普通株式に	係る総議決権数の
	資	本	関	係	0.02%) を保有してい	いるほか、特筆すべき	資本関係はありませ
					ん。また、当社の関係	系者及び関係会社と当	該会社の関係者及び
					関係会社の間には、	特筆すべき資本関係に	はありません。
					当社と当該会社との	間には、記載すべき丿	人的関係はありませ
	人	的	関	係	ん。また、当社の関	係者及び関係会社と当	当該会社の関係者及
					び関係会社の間には	、特筆すべき人的関係	系はありません。
					当社と当該会社との	間には、記載すべき耳	文引関係はありませ
	取	引	関	係	ん。また、当社の関	係者及び関係会社と当	当該会社の関係者及
					び関係会社の間には	、特筆すべき取引関係	系はありません。
	関道	三当 事	:者~	, Ø	当該会社は、当社の	関連当事者には該当し	しません。また、当
	該	当	· 状	況	該会社の関係者及び	関係会社は、当社の関	関連当事者には該当
	F2.				しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び					『財政状態(単位:百〕	万円。特記しているも)のを除きます。)
決		算		期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連	結	純	資	産	818, 734	831, 277	851, 482
連	結	総	資	産	10, 681, 280	10, 917, 612	12, 276, 971
1株当	たり追	車結純資	資産 (円)	4, 092, 913. 65	4, 149, 532. 59	4, 251, 091. 16
連維	吉 営	業	収	益	397, 405	369, 525	398, 749
連	吉営	業	利	益	89, 690	42, 743	43, 004
連	吉 稻	常常	利	益	94, 982	48, 456	49, 848
親会社村	親会社株主に帰属する当期純利益			利益	63, 705	33, 310	39, 282
1株当7	たり連絡	洁当期純	利益((円)	318, 525. 22	166, 551. 27	196, 413. 43
1 株 🖁	当たり	配当	金 (円)	86, 600	42, 100	64, 300

(注) SMBC日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社はSMBC日興証券以外の金融機関からも資金調達に関する提案を受けましたが、 SMBC日興証券より提案を受けた本資金調達の手法及びその条件は、既存株主の利益に 配慮し当社株式の急激な希薄化を抑制するとともに、株価動向等を見極めながらエクイティ性資金を調達し、当該資金により、国内及び中国における新規出店等の積極的な事業投

資、自社E C等に係るソフトウェア開発及びR F I D導入のための設備投資資金、及び本社移転費用を行う等、継続的な成長戦略を推進するという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、SMB C 日興証券が上記「1.募集の概要」及び「3.資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、同「(1)割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMB C 日興証券への割当てを決定しました。

(注)本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMBC日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。SMBC日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針であることを口頭で説明を受けております。また、SMBC日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で説明を受けております。加えて、当社は、SMBC日興証券が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向等を勘案し適時売却していく方針であることを口頭で確認しております。

当社とSMBC日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、割当予定先は当該10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行うことができない旨及び当社は割当予定先に制限超過行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。上記の他、具体的には、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記制限超過行使に係る内容を約させること等が定められる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるSMBC日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株 予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、 口頭で説明を受けており、同社の2021年3月期第3四半期決算短信に記載されている2020 年12月31日現在の四半期連結貸借対照表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有 していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先であるSMBC日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本資金調達に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、SMBC日興証券は取締役CFO中水英紀との間で株券貸借取引契約の締結を行う予定でありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はございません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2021年2月28日現在)			
谷 正人	21. 30%		
中水 英紀	13. 89%		
株式会社MT Asset Management	6. 65%		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5. 57%		
株式会社KAssetManagement			
株式会社AAM			
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3. 09%		
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSI VE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1. 59%		
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1. 50%		
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1. 26%		

(注) 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有

株式数は 2,500,000 株、かかる行使後の割当予定先の所有議決権数が総議決権数に占める割合は、5.88%となります(2021年3月31日現在で割当予定先が保有している当社普通株式を除きます。)。

9. 今後の見通し

2021年4月14日付「2021年2月期 決算短信[日本基準](連結)」にて公表いたしました2022年1月期の連結業績予想に変更はありません。

なお、今回の調達資金は、上記「4.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

今般の第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円。特記しているものを除きます。)

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
(連結) 売上高	13, 953, 648	15, 247, 308	14, 673, 932
(連結)営業利益	1, 405, 557	1, 295, 014	207, 403
(連 結) 税 引 前 利 益 又 は 税 引 前 損 失 (△)	1, 369, 910	1, 327, 544	△41, 400
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△) 若しくは当期純利益	966, 301	933, 174	△112, 490
1株当たり(連結)当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)(円)	20. 49	19. 65	△2. 44
1 株当たり配当額(円)			_
1株当たり(連結)純資産額(円)	106. 90	123. 54	75. 44

- (注) 1. 2020 年 2 月期より連結財務諸表を作成しているため、2019 年 2 月期は個別財務諸 表の数値を記載しております。
 - 2. 2021年2月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査

法人の監査はなされていません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2021年2月28日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率	
発 行 済 株 式 総 数	47,662,800 株	100.00%	
現時点の転換価額(行使価額)	967, 244 株	2.03%	
における潜在株式数の総数	301, 211 VK	2.0070	
下限値の転換価額(行使価額)	_	_	
における潜在株式数の総数			
上限値の転換価額(行使価額)	_	_	
における潜在株式数の総数			

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		2020年2月期	2021年2月期	2022年1月期
始	値	924 円	393 円	706 円
高	値	1,073 円	725 円	833 円
安	値	377 円	201 円	683 円
終	値	377 円	714 円	700 円

- (注) 1. 2022年1月期の株価については、2021年4月20日現在で表示しております。
 - 2. 始値、高値及び安値については、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき記載しております。

② 最近6か月間の状況

		2020年	2020年	2021年	2021年	2021年	2021年
		11月	12 月	1月	2月	3月	4月
始	値	375 円	523 円	505 円	510 円	706 円	734 円
高	値	512 円	533 円	525 円	725 円	833 円	756 円
安	値	375 円	493 円	449 円	510 円	683 円	683 円
終	値	487 円	530 円	472 円	714 円	703 円	700 円

- (注) 1. 2021年4月の株価については、2021年4月20日現在で表示しております。
 - 2. 始値、高値及び安値については、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき記載しております。

③ 発行決議前営業日における株価

		2021年4月20日現在
始	値	700 円
高	値	713 円
安	値	699 円
終	値	700 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

以 上

株式会社TOKYO BASE 第8回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社TOKYO BASE第8回新株予約権(以下「本

新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 12,250,000 円

3. 申込期間 2021年5月7日

4. 割当日及び払込期日 2021年5月7日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMBC

日興証券株式会社(以下「割当先」という。)に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 2,500,000 株とする (本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。) を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数=調整前交付株式数×株式分割等の比率

(3) 第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(1)号に定義する。) が調整される場合 (第 11 項第(5)号に従って下限行使価額 (第 10 項第(2)号に定義する。) のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。) は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする (なお、第 11 項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第 11 項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)。

調整後交付株式数	調整前交付株式数×調整前行使価額	
=	調整後行使価額	

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、

各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。

- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第11項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数 25,000 個
- 8. 各本新株予約権の払込金額 490 円 (本新株予約権の目的である普通株式1株当たり 4.90 円)
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予 約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下 「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初700円とする。ただし、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整されることがある。

10. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの 92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2)「下限行使価額」は、600円(ただし、第11項による調整を受ける。)とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行 済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める 算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

既発行普通株式数 新発行・処分普通株式数×1株当たりの払込金額

 調整後
 調整前
 +
 時

 =
 ×
 +
 新発行・処分普通株式数

 行使価額
 一
 既発行普通株式数
 +
 新発行・処分普通株式数

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行 使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当て を受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日 以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定 めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効 力発生日)の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換 えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は 当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得さ れる証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使するこ とにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社 債に付されたものを含む。)を発行する場合(ただし、当社のストックオプショ ン制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当 ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。)は、新株予約権 を無償で発行したものとして本③を適用する。)

調整後行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして(なお、単一の証券(権利)に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。)、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

(調整前行使価額-調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式

株式数=

数

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位 を切り捨てる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。
 - この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り 捨てる。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の 割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準 日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する 当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合

には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確 定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含 まないものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。)。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額のみ調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

2021年5月10日から2022年5月31日(ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘 柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指 定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、そ の翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を 交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権 を消却するものとする。
- 15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株 予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱 場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

18. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、更に割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を算定結果と同額の490円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、2021年4月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

22. 1単元の数の定めの廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の 規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、代表取締役CEOに一任する。

以 上